

# 「台湾有事」と日本外交

## 試される外交力

宮本 雄二

Miyamoto Yuji

### [要旨]

日米両国が中国との間の国交正常化時に出した共同声明は、「一つの中国」の原則に関する彼我の解釈の違いを内包しており、この原則と、とりわけ台湾の安全問題との間の矛盾をはらんでいる。この矛盾を包み込んできたのが「曖昧戦略」で、ここが取り払われれば、中国にとり日米との国交維持は難しくなり、軍事的に対立し経済的に分断された「冷戦」状態に入りかねない。この矛盾の究極的露呈が「台湾有事」（熱戦）であり、そうならないようにするために日本外交は努力してきた。中国軍事力の急速な増強に代表される中国の変化が、「台湾有事」論台頭の直接の原因である。台湾問題をめぐる諸情勢が大きく変わる中でも「台湾有事」回避の日本外交の基本的方向は正しい。米中の長期的な対峙が現実となった現在、「冷戦」を回避し、「熱戦」を阻止するためには、日々の外交努力とともに、東アジアに平和と安定をもたらす大きな戦略が不可欠である。

### 台湾安全問題の基本的構造

1970年代の日米と中国との国交正常化交渉の核心は台湾問題であった。中国が「一つの中国」の原則<sup>①</sup>を日米に受け入れさせようとしたのに対し、日米は可能な限り台湾との関係を維持し、米国の場合は台湾の安全を担保しようとした。共同声明における該当部分に関する日米の表現は異なるが、中国は、日米ともに基本的に中国の「一つの中国」の原則を認めたとの立場をとり、日米は、台湾問題で動ける余地を残したとの立場をとった。中国は個々のケースを通じ自国の立場を強めようとしており、それは今日まで続いている。日米の言動がこの原則を否定したと中国が認定すれば中国との国家関係の基礎は失われる。厳しい交渉を経て日米と中国の間に徐々に暗黙の了解とルールができ上がったが、それでももめ続けており、「一つの中国」の原則と台湾の安全問題との間の矛盾が最も根源的なものであることがわかる。

米中国交正常化は、その問題のゆえに1979年までずれ込んだ。米国議会は台湾関係法<sup>②</sup>を作った。同法は台湾の安全に対する米国の最終的立場は曖昧にしているが、台湾に対する武器供与は続けられた。この問題を危険視した鄧小平は1982年、断交

を覚悟してレーガン政権と交渉を行った。その時の共同声明は、米国が長期的には台湾への武器売却の停止を視野に入れて、武器供与を徐々に減らすことを表明している。これは米国が台湾問題の平和的解決を前提としているからであり、ここが変われば米国も立場修正の余地は残されている。武器供与に代表される台湾の安全問題は米中関係を悪化させる最も本質的な問題として残った。

日中国交正常化は、日米安全保障条約体制に影響を与えないという前提で実現した<sup>(3)</sup>。同条約第6条には「極東条項」があり、極東の平和と安全の維持のために米軍は日本にある施設および区域の使用を許可される。1960年以来、この「極東」に台湾が含まれることが確認されており、今日も変わりはない。日中の基本的枠組みの中にも、間接的に台湾の安全問題が含まれていたということである。

台湾の安全問題を正面から論じれば、『一つの中国』の原則」とぶつかり、中国にとり断交の道しかなくなる。それを避けるための知恵が「曖昧戦略」であり、日米ともにそれを維持してきた。これが破綻すれば、米中、あるいは日米対中国の「冷戦（コールド・ウォー）」が始まり、軍事的に敵対し、経済は分断される。最近、米国において対中軍事抑止力の観点から、米国の直接関与の方針を明らかにするべきだという意見も根強い。だが、それは「台湾有事」つまり「熱戦（ホット・ウォー）」を阻もうとして、結局は「冷戦」をもたらすことになる。

### 「台湾有事」論の台頭

台湾をめぐる環境は中国との国交正常化の時代から大きく変化し、不安定化した。そのひとつが、台湾の変化であり、台湾独立を党是に掲げる民進党の政権掌握であり、民主主義の定着であった。

次に中国の変化がある。中国の対台湾政策に基本的な修正はない<sup>(4)</sup>。だが、中国の国力の増大、特に軍事力の急速な増強が、東アジア戦域における米中の軍事バランスを中国有利に変えた。中国の不透明性もあり、海外の軍事専門家は、中国の軍事態勢、演習、その他入手可能な一言一句を分析し、中国の台湾への武力行使は近いという結論を出し、一挙に緊張が走った。中国の自己主張の強いナショナリスティックな対外姿勢あるいは西側との関係を緊張させる国家安全重視の姿勢も、このような分析を助長した。ここに「台湾有事」論が台頭した大きな背景がある。だが、中国は軍事バランスをひとつの判断要素とすることはあっても、それだけで台湾へ武力行使することはない。台湾への武力行使は、中国社会がやむをえないと認める「大義名分」が不可欠である。それは台湾が現状を変更し「独立」することだが、予見しうる将来、成熟を重ねる台湾社会が、その選択をすることはない。だが中国の国策の中に位置付けられているナショナリズムが国粹主義的な傾向をさらに強めれば、国民が納得する「大義名分」のハードルも下がりうる。この点は留意しておく必要がある。

さらに米国の対中基本政策の変化がある。2017年に始まるトランプ第1期政権は中国への対抗姿勢を強化し、台湾支援を強化した。バイデン政権もそれを引き継いだ。1982年にレーガン政権が台湾に極秘裏に行っていた「6つの保証」<sup>(5)</sup>も米国政府の公の政策の一部となった。これは台湾問題に関する米中関係の基礎を大きく揺るがすものであった。このような背景の下で2022年のペロシ下院議長（当時）の訪台となり、中国は米国がレッドラインを越えかかっていることに対する警告のために空前の軍事演習を行った。これはほかに有効な手段がないためであるが、結果として「台湾有事」論をさらに煽ることとなった。トランプ第2期政権となり焦点は台湾から外れたように見えるが、台湾の安全問題が米中のアキレス腱だという基本構図に修正の必要はない。

### 「台湾有事」問題をめぐる日本外交のあり方

日中共同声明をはじめとする4つの基本文書において表明された対中基本政策と、「台湾有事」の局面における日米安保体制の両立は本来は不可能である。日本外交は、それを当初から十分認識していた。それゆえに日本も、この両者が結び付かないように「曖昧戦略」をとってきた。日本に、それ以外の選択肢はないからである。中国が、そこが動かされたと見なせば、2025年11月の存立危機事態に関する高市早苗首相発言に対する反応からもわかるように、日中関係は厳しい挑戦を受ける。

日本外交は「台湾有事」を起こさないことを究極の外交目標としてきた。筆者の経験を言えば、2000年に台湾に民進党の陳水扁政権が登場して以来、日米は台湾独立への動きを強くけん制する外交を行っている。日本外交が、必死になってやるべきことは、米中台の動きを懸命にフォローし、衝突コースを歩む前に方向転換させる外交努力である。台湾が独立に向かいかねないという中国側の疑心と懸念が、事態を緊張させる大きな要因となっている。外交的に現状を固定できれば、中国側の懸念は低下し、緊張も緩和する。兩岸関係の将来を決めるのは、そこに住む人たちである。その日まで現状を固定し、平和が維持される必要がある。日本の外交努力は、台湾の独立と中国の武力行使が生じないという兩岸関係の現状維持の固定にまで踏み込む必要がある。そのためには米国との緊密な意思疎通が必要であるし、中国との間にはまず対話を重ね、意思疎通に必要な信頼関係の構築が不可欠となる。台湾ともさまざまなチャネルを使って意思疎通を図るべきだ。

だが、安定した日米中の国家関係なくして、そのような外交はできない。そこが現在、大きく揺らいでいる。その修復は急務であり、米中の競争関係ないし対峙が長期間続くことを前提に、東アジアの平和と安定のための新たな構想と戦略が不可欠となる。日米中の有識者は、そのための知的作業に直ちに不入らなければならない。大局に立った新たな戦略を見出すことができなければ、日米中の軍事的相互作用が逆に台湾

海峡の平和と安定を脅かすことになりかねない。

日本の防衛当局が、あらゆる事態を想定して日本の国防強化に努めるのは当然の責務である。その中には日米安保体制の強化も含まれる。しかし台湾を含む極東有事の事態はあくまでも日米共同対処を前提としたものであり、台湾の安全問題に米国の関与なくして日本が直接関与することは想定されていない。それは、これまでの基本的想定<sup>1</sup>の修正であり、対中関係の崩壊を意味する。それゆえに大局を見据えた総合的な対中戦略が必要にして不可欠となる。急速な海上軍事力の増強を背景に、2012年のいわゆる尖閣国有化問題を契機として、中国は実力による現状変更<sup>2</sup>に舵を切った。日中は軍事的に直接対峙することになり、安全保障問題が日中関係の新たな大きな柱となった。だが安全保障問題はあくまでもひとつの柱であり、ほかに重要な多くの柱を持つ日中関係全体を牛耳ってはならない。大局的視野の下、それらを総合戦略にまでに高め、日本の国益の最大化を図るべきであって、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという両国政府の共通認識は、この戦略に沿うものである。その中身の確定が急がれる。そのためにも現下の日中関係のデッドロックは早急に打破される必要がある。

- (1) 「一つの中国」原則は、①世界にはただ一つの中国、②中華人民共和国は中国人民を代表する唯一の合法政府、③台湾は中国領土の不可分的一部分、という3要素から成る。
- (2) 台湾関係法は、①台湾の将来を非平和的手段により解決しようとする試みは米国にとって重大な関心事、②台湾に防御的性格の武器を供給、③議会と大統領は米国がとる適切な行動を決定、と定めている。
- (3) 日中国交正常化と沖縄返還は深く結びついている。1972年5月の沖縄返還実現の最大のカギは、返還後も沖縄の米軍基地を従前どおり米軍が使えることを担保する点にあった。同年9月の日中国交正常化は、米国の日米安保条約上の権限に何ら制約を課さないという前提でなされた。米国は1979年の対中正常化以降も台湾の安全に強い関心を示し続け、日米安保条約の該当条項も台湾を含んだものとして存続してきた。
- (4) 2025年10月の次期国民経済社会発展5カ年計画に関する決定において「新時代の党の台湾問題解決総体方略」を深く貫徹すると言っている。この「総体方略」は、平和的解決を原則としつつ、武力の使用を排除しないという内容になっている。
- (5) 「6つの保証」：米国政府は、①対台武器売却停止時期の設定に同意せず、②対台武器売却につき中国と協議することに応じず、③中台の仲介はせず、④台湾関係法の修正はせず、⑤台湾の主権に関する米国の立場を修正せず、⑥中国との交渉に入るよう台湾に圧力をかけない、ことを保証する。

みやもと・ゆうじ 宮本アジア研究所代表／元駐中国大使  
miyamoto-asia@nifty.com